



平成 26 年 11 月 1 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊輔  
電話番号 03-5786-3900

## 株主による株主名簿閲覧謄写仮処分の申立て 和解成立に関するお知らせ

平成26年10月17日付「株主による株主名簿閲覧謄写仮処分の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社及び当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社株主名簿管理人」という）は、当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限公司及びロイヤル観光有限公司（以下「当該株主」という）より、東京地方裁判所におきまして、株主名簿閲覧謄写仮処分の申立て（以下「本申立て」という）を受けましたが、同月29日に和解が成立し、本日、当社代理人を経由して「審尋調書（第1）（和解）」を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 和解に至った経緯

平成 26 年 10 月 17 日付「株主による株主名簿閲覧謄写仮処分の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当該株主による臨時株主総会の基準日である平成 26 年 10 月 10 日付株主名簿（以下「本株主名簿」という）の閲覧・謄写ができる日を当社株主名簿管理人に確認いたしましたところ、同社より平成 26 年 11 月 10 日である旨の回答を得たため、当該株主に対して、その旨を伝達いたしました。

これに対して、当該株主は、「基準日から 4 営業日で株主名簿は完成すると考えられる。」「基準日である平成 26 年 10 月 10 日から 1 週間乃至 10 日間程度で株主名簿の閲覧・謄写が実現できるはずである。」と主張して、当社及び当社株主名簿管理人に対して、平成 26 年 10 月 16 日に、東京地方裁判所におきまして、本申立てを行いました。

その後、東京地方裁判所より和解の勧誘があったため、今般、当社及び当社株主名簿管理人と当該株主は和解いたしました。

#### 2. 和解がなされた裁判所及び年月日

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 和解がなされた裁判所 | 東京地方裁判所     |
| (2) 和解がなされた年月日 | 平成26年10月29日 |

#### 3. 本申立てをした株主の概要

- |         |        |
|---------|--------|
| (1) 氏 名 | 上田 和彦  |
| (2) 住 所 | 東京都渋谷区 |

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

#### 4. 和解の内容（概要）

- (1) 当社は、平成26年11月4日に、当社株主名簿管理人から、本株主名簿の電磁的記録媒体2枚を受領した後、その場で直ちに、当該株主に対して、当該電磁的記録媒体1枚を交付する。
- (2) 当社は、平成26年11月10日に、当社株主名簿管理人から、本株主名簿の紙媒体2部を受領した後、その場で直ちに、当該株主に対して、当該紙媒体1部を交付する。
- (3) 当社は、当社株主名簿管理人から、第1項又は第2項に定める日時よりも早く当該電磁的記録媒体又は当該紙媒体の交付を受けることができることとなった場合は、当社株主名簿管理人から受領した後、その場で直ちに、当該株主に対して、当該電磁的記録媒体1枚又は当該紙媒体1部を交付する。
- (4) 当該株主は、個人情報保護法の趣旨を遵守し、第1項ないし第3項に定める当該電磁的記録媒体及び当該紙媒体を適切に管理し、当該株主による臨時株主総会に利用することを誓約する。
- (5) 当該株主及び当社は、当該株主の請求にかかる株主名簿閲覧謄写について、第1項ないし第3項の履行が完了したことをもって円満に解決したことを相互に確認し、当該株主の本件株主名簿閲覧謄写請求の件に関して、当社及び当社取締役及び監査役並びに当社株主名簿管理人に対し、損害賠償請求その他名目のいかなる請求を行わないことを確約する。

#### 5. 今後の方針及び見通し

当社は、和解の内容に従って、真摯に対応してまいります。

以 上